平成２８年（フ）第１６号
群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸1025番地の１　コーポ中本103号
債務者　赤間　哲也
１　決定年月日時　平成28年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第３５号
愛知県犬山市字稲干場17番地81
債務者　尾薗　幸浩
１　決定年月日時　平成28年３月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第４５号
愛知県一宮市大和町妙興寺字出町前53番地１　ラ・グランデ杉３・201号
債務者　上ノ原　円
１　決定年月日時　平成28年３月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１３５号
京都市伏見区石田大山町36番地２　グリンハイム轟302号
債務者　渡邉　惠美
１　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４６６号
千葉県松戸市松飛台108番地　ハイムミッドランドＢ一205号
債務者　石澤　豊治
１　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６７１号
千葉県松戸市栄町４丁目254番地の５　ジュネスＥ棟101号
債務者　西口　剣人
１　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４０号
千葉県柏市酒井根２丁目15番16号　ハイム松ノ木Ｂ一101号
債務者　吉田　美紀（旧姓矢羽）
１　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１３号
北海道余市郡余市町黒川町16丁目31番地13、前住所北海道余市郡余市町黒川町16丁目13番地９
債務者　細川　　忍（旧姓本間）
１　決定年月日時　平成28年３月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第３８号
仙台市青葉区宮町２丁目２番15号　タナベコーポ106、従前の住所仙台市青葉区福沢町５番43―202号
債務者　鈴木　　章
１　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第８号
宮城県遠田郡美里町青生字的場63番地８
債務者　渋谷　翔子
１　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第８号
秋田市外旭川八柳３丁目16番23号
債務者　佐藤　三夫
１　決定年月日時　平成28年３月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４９号
福島県西白河郡西郷村大字小田倉字原中228番地１
債務者　相川　和子
１　決定年月日時　平成28年３月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで　福島地方裁判所白河支部破産係

平成２８年（フ）第８６号
神戸市兵庫区荒田町１丁目12番15号湊川サンクレーバー６Ｃ
債務者　和田　年子
１　決定年月日時　平成28年２月26日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８５号
兵庫県西宮市今津山中町７番24号
債務者　木村　慎一
１　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１６号
鳥取県鳥取市湖山町北２丁目116番地３　コーポ鳥大駅前303号
債務者　山本　五郎
１　決定年月日時　平成28年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１９号
鳥取県米子市両三柳5320番地　ニューシティー美保Ａ201号、前住所鳥取県米子市淀江町小波1213番地３　リトルプリンスＡ201号
債務者　小倉　将一
１　決定年月日時　平成28年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第１４号
鳥取県西伯郡南部町福成997番地14、住民票上の住所鳥取県西伯郡南部町福成1013番地24
債務者　糸原　幸子
１　決定年月日時　平成28年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで　鳥取地方裁判所米子支部